		―――その他のもの		
		―――――てんぐさその他の寒天製造用の海草		
	211	―――――てんぐさ科のもの	KG	
	219	―――――その他のもの	KG	
	290	―――――その他のもの	KG	
		―その他のもの		
1212.91	000	――てん菜	KG	
1212.92	000	――ローカストビーン（キャロブ）	KG	
1212.93	000	――さとうきび	KG	
1212.94	000	――チコリーの根	KG	
1212.99		――その他のもの		
		―――こんにやく芋（アモルフォファルス）(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		
	110	―――――関税割当制度による数量以内のもの	KG	
	190	―――――その他のもの	KG	
		―――その他のもの		
	910	―――――あんず、桃（ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁	KG	
	990	―――――その他のもの	KG	

輸入統計品目表第一五・〇一項及び第一五・〇二項を次のように改める。

15.01		豚脂（ラードを含む。)及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）		
1501.10		―ラード		
	100	――酸価が1.3を超えるもの	KG	
	200	――その他のもの	KG	
1501.20		―その他の豚脂		
	100	――酸価が1.3を超えるもの	KG	
	200	――その他のもの	KG	
1501.90	000	―その他のもの	KG	
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）		
1502.10		―タロー		
		――牛脂		
	011	―――飼料用のもの	KG	
	019	―――その他のもの	KG	
	090	――その他のもの	KG	
1502.90		―その他のもの		
		――牛脂		
	011	―――飼料用のもの	KG	
	019	―――その他のもの	KG	
	090	――その他のもの	KG	

輸入統計品目表第一六類の号注2を次のように改める。

2　第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎動物は、第３類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎動物と同一の種に属する。

輸入統計品目表第一六類に備考として次のように加える。

備考

1　第1605.59号又は第1605.69号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注２の規定により第1605.54号に属するいか以外のもの、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。

輸入統計品目表第一六・〇四項中

「	1604.19		――その他のもの		
		010	―――うなぎ	KG	を
		020	―――節類	KG	
		090	―――その他のもの	KG	」
「	1604.17	000	――うなぎ	KG	
	1604.19		――その他のもの		に
		020	―――節類	KG	
		090	―――その他のもの	KG	」
「	1604.30		―キャビア及びその代用物		
		010	――イクラ	KG	を
		090	――その他のもの	KG	」
「			―キャビア及びその代用物		
	1604.31	000	――キャビア	KG	
	1604.32		――キャビア代用物		に
		010	―――イクラ	KG	
		090	―――その他のもの	KG	」

改める。

輸入統計品目表第一六・〇五項を次のように改める。

16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10		―かに		
	010	――気密容器入りのもの	KG	
		――その他のもの		
	021	―――米を含むもの	KG	
	029	―――その他のもの	KG	
		―シュリンプ及びプローン		
1605.21		――気密容器入りでないもの		
		―――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		
	011	―――――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの	KG	
	019	―――――その他のもの	KG	